

【概要】

「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」について

篤志面接委員とは、全国の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、婦人補導院）に収容されている人（収容者）に対して、面接や指導、教育、訓練の援助を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間のボランティアです。

篤志面接委員は、昭和28（1953）年の制度創設以来、刑務所、少年院等で年間延べ1万回以上の面接相談、指導を実施してきましたが、昨今の再犯防止推進施策や本年6月の拘禁刑の導入など、刑事司法や矯正行政を取り巻く情勢の変化に対応し、その活動を一層充実すべく、活動の在り方についての検討会（以下「在り方検討会」と言います。）を、昨年9月から開催しております。

在り方検討会では、次のような事項を検討しています。

論点Ⅰ 篤志面接活動の範囲と重点に関する論点

論点Ⅱ 組織、定数に関する論点

論点Ⅲ 法律上の位置付けに関する論点

（詳細は、「開催の経緯及び論点」をご覧ください。）

現在のところ、論点Ⅰについて本年4月に中間的なまとめとそれを踏まえた法務省矯正局及び篤志面接委員に対する勧告を提出しました。

（詳細は、「中間総括」及び「提言」をご覧ください。）